

結婚式総合保険の普通保険約款 改定について

2017年11月1日より、結婚式総合保険の普通保険約款を次の通り改定いたします。
既にご加入いただいているご契約者様にも新約款を適用いたしますが、特別なお手続きは必要ありません。新約款の内容は、ご契約者様用ウェブサイトにてご確認ください。

記

◆ 結婚式中止費用保険金の原因事由となる入院の期間短縮

結婚式総合保険では、新郎新婦やご家族の入院が原因で結婚式をキャンセルした場合の中止費用を補償しておりますが、14日以上継続入院を条件として保険金をお支払いしておりました。この入院期間の条件を短縮し、7日以上継続入院によるキャンセルで保険金が支払われるように緩和します。11月1日以降に開始する入院から7日間で判定します。

◆ 修理費用保険金の補償対象拡大

結婚式総合保険では、結婚式当日における結婚式会場の破損・汚損に対する修理費用を補償しております。これまで対象となる設備等の範囲は天井、壁、床等に限定されていましたが、対象となる設備等を拡大し、カーテンやテーブル、椅子、その他調度品の破損・汚損についても補償対象に加えます。11月1日以降に開催される結婚式が対象となります。

◆ 同性婚、LGBTの明確化

結婚式総合保険は結婚式を予定しているカップルを対象とした保険ですが、同性婚やLGBTのカップルにご加入いただけるのかが分かりづらい商品となっていました。そこで、約款を改定し、同性婚やLGBTのカップルにご加入いただけることを明確にいたしました。

以上

お問い合わせ先

株式会社あそしあ少額短期保険 社長室
〒102-0073 東京都千代田区九段北三丁目2番5号 九段北325ビル2階
TEL 03-3265-9290 (受付時間：平日9:00～17:00) FAX 03-3265-9291